

別添73 方向指示器の技術基準

1. 適用範囲等

この技術基準は、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトラレーを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の両側面の中央部に備える方向指示器に適用する。

2. 用語の定義

- 2.1. 「方向指示器」とは、保安基準第41条に規定された灯火器をいい、他の道路利用者に対して運転者が方向変換をしようとしていることを示すために、自動車に備えられたものをいう。
- 2.2. 「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。
 - 2.2.1. ただし、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をとることが困難な場合には、自動車製作者等が定める2.2.の規定に準じた軸線を基準軸とすることができる。
- 2.3. 「基準中心」とは、基準軸と灯火器の表面を構成するレンズの交点をいう。
- 2.4. 「スクリーン」とは、光度特性等を測定するために用いる無光沢の白板又はこれと同等の性能を有するものをいう。
- 2.5. 「照明部」とは、基準軸に直角な鉛直面において直射光が図面上入射するレンズの部分又は基準軸方向の光度に対して98%の光度となるレンズの部分をいう。
- 2.6. 「標準電球」とは、協定規則第37号及び協定規則第128号で規定された電球であって、寸法公差を少なくした照明装置の試験用電球をいう。
- 2.7. 「定格電球」とは、協定規則第37号及び協定規則第128号で規定されない電球であって、寸法公差を少なくした照明装置の試験用電球をいう。
- 2.8. 「試験自動車状態」とは、非積載状態（乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態をいう。この場合において、燃料の全量を搭載するとは、燃料の量が燃料装置の容量の90%以上となるように燃料を搭載することをいう。）の自動車に運転者1名（75kg）が乗車した状態をいう。なお、試験自動車の装着部品は、灯火器の取付位置、寸法及び性能に影響を与えるおそれのある部品以外は正規の部品でなくてもよい。
- 2.9. 「観測方向からの見かけの照明部」とは、レンズの最外端に接し、かつ観測方向に直角な鉛直面への照明部の正射影をいう。

3. 一般規定

- 3.1. 方向指示器は、通常の使用状態において予想される振動を受けても十分な動作が保

証され、かつ、本技術基準で定められた特性を維持できるような構造でなければならない。

- 3.2. 大型貨物自動車等の両側面の中央部に備える方向指示器であって、次の基準に適合するものは保安基準第41条の基準に適合するものとして取扱うものとする。
 - 3.2.1. 光源が15W以上60W以下又はこれと同等の明るさで、かつ、照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積が40cm²以上であること。
 - 3.2.2. 自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置における光度が3.0cd以上であること。
 - 3.2.3. 灯光の色が、橙色であること。

4. 試験手順

自動車製作者等が指定した試験電圧を方向指示器に供給して行うものとする。